

熊本市中学校生活の申し合わせ事項

熊本市中学校生徒指導委員会

子どもたちは社会の宝です。しかし、その子どもたちが育つ社会環境は、必ずしも安心・安全とは言えません。そうした環境の中で、子どもたちを危険から守り、健全に育てていくには学校と家庭、地域・社会が一体となって取り組んでいく必要があります。

この趣旨から、熊本市中学校生徒指導委員会では、以下について市内全中学校で申し合わせをしています。ご理解とご協力をお願いします。

1 校内生活

- (1) 学校で決められた生徒心得等や生活のきまりを守り、規則正しく安全な学校生活を送る。
- (2) スマートフォン等の情報端末の校内への持ち込みは一切禁止する。

2 校外生活

- (1) 遊びで外出する場合、外出先と用件を保護者に伝えて出かけ、帰宅は日没までを目安とする。
- (2) 自転車の乗り方については、交通ルールを守って使用する。特に以下の行為はしない。
・二人乗り・傘さし運転・並列走行・アーケード街での自転車走行・ながらスマホ・暴走行為
- (3) 必ず、生徒手帳又は生徒証明書を身につける。
- (4) 各種(総合)遊戯施設及び、ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス等には、保護者同伴でなければ立ち入らない。
ただし、条例により午後11時以降(ゲームセンターは午後10時以降)は保護者同伴でも補導対象となる。
- (5) アルバイトは、原則として禁止する。
- (6) サイクリング、キャンプ、登山、旅行、海水浴、ハイキング、海釣りなど遠くへ行く場合は、責任者同伴とする。
- (7) 江津湖一帯・湧水プール(嘉島等)・河川での遊泳は一切禁止とする。
- (8) 外泊は、保護者同伴とする。
- (9) 個人的な理由により、他校(小学校・高校等も含む)へ無断で行ったり、他校周辺で集まったりするなどの迷惑のかかる行為をしない。
- (10) SNS やスマホ等ネット機器の利用は、各学校のルールを守るとともに、保護者の責任の下で利用し、^(注)ペアレンタルコントロールしたり、アクセス制限機能(フィルタリング)をかけたりするなどの安全対策をする。また、掲示板の作成、及び人を傷つける内容やトラブルをまねくような書き込みは禁止する。不適切な動画・写真等の撮影及びネット掲載や交換を禁止する。
- (11) 他者に迷惑や危害の恐れがある危険物や有害がん具類は持ち歩かない。
- (12) 健康を害する可能性や喫煙に繋がる恐れがあるため、電子たばこ類の使用及び携帯を禁止する。

3 補導を受けた場合

- (1) 生徒手帳又は生徒証明書を見せる。
- (2) 質問されたことには、素直に答える。
- (3) 学校に必ず補導を受けたことを届け出る。

4 被害を受けた場合

- (1) 被害を受けたら近くの警察署に届け、学校にも連絡する。
- (2) 相手の特徴(背の高さ、髪形、服装など)を覚えておく。
- (3) 交通事故の場合は、相手の名前、車種、車の色、ナンバーなどを記録し、外傷がなくても痛みがあるときは病院へ行く。

※(注):ペアレンタルコントロール:子どもの情報通信機器の利用を、親が監視し制限する取り組みのこと。